

公立大学法人福岡女子大学研究活動の不正行為に関する取扱規則

法人規則第36号
平成20年8月8日制定
令和4年9月1日改正（最終）

（目的）

第1条 この規則は、公立大学法人福岡女子大学（以下「本学」という。）における研究上の不正行為の防止及び不正が生じた場合における措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「研究上の不正」とは、本学の構成員（本学の役員、職員、学生等をいう。以下同じ）又は本学の構成員であった者が本学に在籍する時期に行った次に掲げる行為をいう。

（1）研究の申請、実施若しくは報告又は研究成果の公表において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、データ・研究結果等の捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）、改ざん（研究に係る資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）又は盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。）を行うこと。

（2）前号に掲げる行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

（3）第1号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠ぺい、廃棄及び未整備を含む。）を行うこと。

（4）研究費の不適正な使用を行うこと。

（不正防止のための体制）

第3条 最高管理責任者（公立大学法人福岡女子大学における研究費の運営・管理に関する規則（平成19年法人規則第30号）（以下「規則第30号」という。）第3条に規定する者をいう。）

は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

2 統括管理責任者（規則第30号第4条に規定する者をいう。）は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

3 部局責任者（規則第30号第5条に規定する者をいう。）は、研究倫理教育責任者として、本学に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育について実質的な責任と権限を持つものとする。

（本学の構成員の責務）

第4条 本学の構成員は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 本学の構成員は、本学が実施する研究倫理教育を毎年受講しなければならない。

(処理及び総括)

第5条 研究上の不正に係る調査、審理及び判定等は、規則第30号第11条第1項に規定する研究不正防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）が処理し、対策委員会委員長（以下「委員長」という。）が総括する。

(窓口)

第6条 研究上の不正に係る通報・告発等の情報提供（以下「通報」という。）に対応するため、不正行為通報窓口（以下「窓口」という。）を副理事長とする。

(研究上の不正に係る通報・告発等の申立て)

第7条 研究上の不正の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等の方法により、窓口を通じ、通報を行うことができる。

2 前項の規定により通報を行う者（以下「通報者」という。）で、当該通報を書面で行う場合は、申立書（様式第1号）に所定の事項を記載して窓口へ提出しなければならない。

3 通報者は、前項に規定する申立書を用いない場合であっても、当該申立書に記載する項目についてその内容を具体的に窓口へ知らせなければならない。

4 第1項の通報は、原則として当該通報に係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

5 通報者は、第1項の申立て及び申立てに続く手続きにおいて、自己の氏名の秘匿を希望することができる。

(職権による調査)

第8条 委員長は、前条第1項の規定による窓口への通報の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき研究上の不正があると疑われる場合は、当該不正の有無に係る調査を開始することができる。

(通報の受理事)

第9条 窓口は、第7条第1項の通報があったときは、委員長に報告するものとする。

2 委員長は、前項の通報の報告を受けたときは、受付から30日以内にその合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、その結果を通報者及び研究費配分機関に通知するものとする。

3 窓口及び委員長は、通報者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、通報者の同意を得た場合は、この限りでない。

(予備調査)

第10条 委員長は、第8条の規定により調査の実施を決定したとき、又は前条第2項の規定により申立てを受理したときは、速やかに予備調査を開始するものとする。

2 委員長は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を設置する。

3 予備調査委員会は、通報者からの事情聴取若しくは通報に係る書面又は第8条の情報に基づき、研究上の不正が存在した可能性の有無について調査するものとする。

4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 部局責任者（研究倫理教育責任者）

(3) 調査の対象者（以下「調査対象者」という。）が所属する学部の学科長

(4) その他対策委員会が必要と認めた者

- 5 予備調査委員会の責任者は、前項第1号の委員から委員長が指名する。
- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者から事情聴取を行うことができる。
- 7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を対策委員会に報告しなければならない。
- 8 対策委員会は、前項の報告に基づき、研究上の不正が存在した可能性を判定し、その結果を申立者及び調査対象者（第6項により事情聴取を行った場合に限る。）に通知しなければならない。この場合において、通報者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(本調査)

第11条 前条の予備調査により研究上の不正が存在した可能性が認められた場合には、対策委員会は、配分機関に調査方針、調査対象及び方法について報告・協議を行い、速やかに本調査を実施しなければならない。

- 2 対策委員会は、調査に支障がある等の正当な理由がある場合を除き、配分機関への資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 3 対策委員会は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。
- 4 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、通報者及び調査対象者からの事情聴取等に基づき、研究上の不正の有無及び程度について調査する。
- 5 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての委員は、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員長が指名した者 若干名

(2) 本学に属さず、通報者及び調査対象者と直接利害を有しない公認会計士及び弁護士等の専門家

(3) その他対策委員会が必要と認めた者

- 7 調査委員会の責任者は、前項第1号の委員から委員長が指名する。
- 8 調査委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 関係者からの事情聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) 調査対象研究費の使用停止命令

(4) その他適正な調査の実施に関し必要と認められる事項

- 9 調査委員会は、本調査の結果及び必要に応じ経過を対策委員会に報告しなければならない。

(審理及び判定)

第12条 調査委員会は、前条の規定による本調査の調査結果をもとに研究上の不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその程度、不正使用の相当額等について審理し、判定を行い、配分機関に対しても、速やかに報告するものとするが、210日以内に結果が出ない場合は中間報告を行わなければならない。

- 2 調査委員会は、本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は速やかに認定

し、理事長及び配分機関に報告することとし、調査の終了前であっても、配分機関から求めがあった場合は、調査の進捗状況報告等を行わなければならない。

- 3 調査委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、第1項の判定の結果を理事長に報告するとともに、文書により通報者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、通報者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(異議申立て)

第13条 通報者及び調査対象者は、前条の規定による判定（以下「判定」という。）の結果に異議がある場合は、理事長に対して異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立て（以下「異議申立て」という。）は、異議申立書（様式第2号）を窓口に出すことにより行わなければならない。
- 3 第1項の異議申立ては、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。
- 4 第1項の異議申立てがあったとき、理事長は、当該異議申立てについて調査委員会に付託するものとする。
- 5 理事長は、前項の付託に係る審理の結果に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果に理由を付して通報者及び調査対象者に通知するものとする。

(措置等)

第14条 理事長は、第12条第4項の規定による報告（前条の規定による異議申立てがあった場合は、同条第5項の審議の結果）に基づき、調査対象者に研究上の不正があったと認めたときは、当該研究上の不正の重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 調査対象者に対する懲戒処分、告訴又は告発等
- (2) 調査対象者に対する関連論文の取下げ等の勧告
- (3) その他調査対象者の研究上の不正の排除及び本学の信頼性回復のために必要な措置

- 2 理事長は、第12条第4項の規定による報告（前条の規定による異議申立てがあった場合は、同条第5項の審議の結果）に基づき、通報が悪意に基づく虚偽のものであったと認めたときは、通報者に対し、氏名の公表や懲戒処分、告訴又は告発等の適切な措置を講じなければならない。
- 3 理事長は、個人情報又は知的財産の保護等公表しないことに合理的な理由がある場合を除き、判定の概要について公表するものとする。

(調査対象者の保護)

第15条 委員長は、予備調査及び本調査等の結果、通報に係る研究上の不正の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、対策委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置を執らねばならない。

(補佐人の同席)

第16条 対策委員会、予備調査委員会及び調査委員会は、第10条から第13条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、通

報者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第17条 研究上の不正に係る通報に関係する者は、当該申立て又は情報に基づいて行われる予備調査及び本調査等に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(申立者等の保護)

第18条 研究上の不正に係る通報者並びに予備調査及び本調査等に協力した者は、当該通報を行ったこと(第14条第2項に該当する場合を除く。)又は予備調査及び本調査等に協力したこと等を理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取扱い(事実行為を含む。以下同じ。)を受けない。

2 理事長は、前項の通報に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 研究上の不正に係る第8条による通報及びその処理(第9条による処理を含む。次条において同じ。)に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第20条 対策委員会、予備調査委員会及び調査委員会の委員並びに通報受付担当者は、自らが関係する第8条による通報及びその処理に関与してはならない。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、研究上の不正行為の防止及び不正が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年8月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。